

セールスマンがお宅に来たら

◆訪問販売を受けたときのご注意◆

契約は守らなければなりません。**納得**してから**契約**しましょう。

1 その商品が本当に必要か
よく考えてから契約しましょう

内容をよく読んで

4 確認したあとで印

鑑を押しましょう。

必要でなければ

2 勇気をもって
ことわりましょう。

現金販売のときは、

領収書が

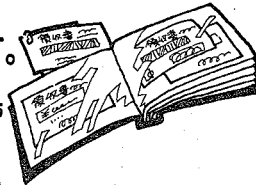
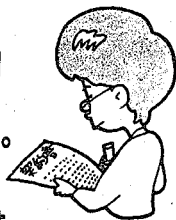
5 渡されます。

大切に保管

しましょう。

契約（又は申込み）

3 をしたときは、書面
が渡されます。



クーリング・オフ制度を
ご存じですか。

クーリング・オフが
できない場合があります。

ご存じですか
訪問販売員登録制度

契約した商品が本当に必要か
冷静に考え直す期間（告知さ
れた日を含む7日間）です。

7日間以内なら無条件で契約
の解除（又は申込みの撤回）が
できます。解除（又は撤回）を
するときは電話でなく必ず書
面（できれば内容証明郵便）で
申し出ましょう。

1. 代金を全部支払ったとき。
（商品を受け取り、代金を）
全額支払ったもの。

2. 化粧品、セットもの商品な
ど消耗品で消費すればクー
リング・オフができなくな
る旨を告げられた場合にお
いて一部消
費したもの。

3. 乗用自動車。



1. 社団法人日本訪問販売協会
では訪問販売員の資質の向
上を図るため、登録制度を
設け、逐次、業種ごとに訪
問販売員に「教育登録証」を
発行しています。

2. 通商産業省も、この制度の
充実を指導しています。

訪問販売員教育登録証

見 本	
氏 名	山 川 太 郎
登録番号	06-A1-802D-1
所属企業	日本健康機器株式会社
所属団体	社団法人 日本健康機器協会
交付年月日	昭和 56 年 4 月 1 日
有効期限	昭和 60 年 3 月 31 日

社団法人 日本訪問販売協会

最近、訪問販売にかかわる消費
者トラブルが増加しており、社会
的に大きな問題となっています。

特に、高齢者や未成年者まで巻き
込んだトラブルが目につきます。
訪問販売を受けたときは、その

商品が本当に必要なものなのかを、
よく考え、安易に契約を結ぶこと
のないよう、十分注意しましょう。

訪問販売に関するご相談は

新潟県消費生活センター ☎0252-67-4196

新津市役所商工観光課 ☎24-2111 内線247

海外商品取引や金の現物まがいの取引きに注意しましょう